

香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成20年3月

(平成28年12月変更)

香 川 県

<目次>

第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項	1
1 計画策定の経緯	
2 計画策定の趣旨	
3 計画の基本的事項	
(1) 目的	
(2) 計画期間	
(3) 計画の対象	
(4) 基本方針	
(5) その他	
第2章 PCB廃棄物の保管量及び処分量等の見込み	4
1 PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の所有量	
(1) 高濃度PCB廃棄物の保管量及び高濃度PCB使用製品の所有量（北九州事業所の処理対象となるもの）	
(2) 低濃度PCB廃棄物の保管量及び低濃度PCB使用製品の所有量（北九州事業所の処理対象とならないもの）	
2 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み	
(1) 高濃度PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み（北九州事業所の処理対象となるもの）	
(2) 低濃度PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み（北九州事業所の処理対象とならないもの）	
第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理体制の確保	7
1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設における処理の推進	
(1) 広域的な処理体制	
(2) 収集運搬の体制	
(3) PCB廃棄物処理基金による処理支援体制	
2 低濃度PCB廃棄物の処理体制	
3 PCB使用製品であることの疑いのある物等に関する情報提供	
第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	11
1 県及び高松市の役割	
(1) 保管事業者に対する指導等	
(2) 所有事業者に対する指導等	
(3) 収集運搬を行う者に対する指導等	
(4) 計画的な搬入のための調整	
(5) 関係者の理解を深めるための広報等	

- 2 保管事業者の役割
- 3 所有事業者の役割
- 4 収集運搬を行う者の役割
- 5 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の役割
- 6 その他の関係者の役割

第5章 その他の重要事項	15
P C Bを使用した部品を含む家電製品の処理	

第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項

1 計画策定の経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性などの特性により、かつては、変圧器、コンデンサーといった電気機器をはじめ幅広い用途に使われていた。

しかし、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化したことから、我が国では昭和47年以降、PCBの新たな製造はなくなり、さらに、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

その後、我が国においては、高圧変圧器及び高圧コンデンサーを始めとしたポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）について、その処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきたが、処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

このため、国は、平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）を制定し、保管事業者（特別措置法第2条第5項に規定するものをいう。以下同じ。）に対してPCB廃棄物（特別措置法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保管状況等の届出や政令で定める期間内の処分を義務付けた。

その後、国は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（旧環境事業団のPCB廃棄物処理事業を承継して平成16年4月に100%政府出資により設立された法人。以下「JESCO」という。）を活用して高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別措置法第2条第2項に規定するものをいう。以下「高濃度PCB廃棄物」という。）の処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）の整備に着手し、平成16年以降、全国で5か所の拠点的広域処理施設での処理が始まった。

一方、特別措置法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものがあることが判明し、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物をいう。以下「低濃度PCB廃棄物」という。）が追加された。その後、当該制度を活用して処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。

しかしながら、これまでの取組の進捗を鑑みれば、処理の達成は決して容易ではないことから、国は、平成28年5月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第34号）を制定し、一日でも早く安全かつ確実に高濃度PCB廃棄物の処理を完了するため、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物を自ら処分又は処分委託すること及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（特別措置法第2条第4項に規定するも

のをいう。以下「高濃度PCB使用製品」という。)を廃棄(ポリ塩化ビフェニル使用製品(特別措置法第2条第3項に規定するものをいう。以下「PCB使用製品」という。)の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。)すること等を義務付け、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定を整備した。

2 計画策定の趣旨

関係事業者及び行政の役割分担を明確化し、相互に連携して県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するとともに、PCB廃棄物の処理に対する県民の理解を得るため、特別措置法第7条の規定に基づき、本計画を策定する。

3 計画の基本的事項

(1) 目的

本計画は、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(2) 計画期間

本計画は、平成20年4月から平成39年3月までを計画期間とする。

(3) 計画の対象

本計画は、香川県内のPCB廃棄物及びPCB使用製品を対象とする。

(4) 基本方針

① 県内において保管されているPCB廃棄物及びPCB使用製品のうち、拠点的広域処理施設の一つである北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設(以下「北九州事業所」という。)の処理対象となるものについては、次の表に掲げる処分期間等内に北九州事業所を利用して処分するものとする。

また、北九州事業所の処理対象とならないものについては、JESCO以外のPCBに係る産業廃棄物処理許可施設又は低濃度PCB廃棄物の無害化処理について環境大臣の認定を受けた施設を利用して、次の表に掲げる処分期間内等に処分するものとする。

表 PCB廃棄物の処分期間等

PCB廃棄物の種類		処分期間等	備考	
1	高濃度 PCB 廃棄物	大型変圧器・ コンデンサー 等 ^{注1}	(処分期間) 平成28年8月1日から 平成30年3月31日まで (特例処分期限日) 平成31年3月31日	処分期間（特別措置法第 10条第1項に規定する 処分期間をいう。以下同 じ。） 特例処分期限日（特別措 置法第10条第3項に規 定する特例処分期限日を いう。以下同じ。）
		安定器及び汚 染物等 ^{注2}	(処分期間) 平成28年8月1日から 平成33年3月31日まで (特例処分期限日) 平成34年3月31日	
2	低濃度PCB廃棄物	(処分の期間) 平成13年7月15日から 平成39年3月31日まで	処分の期間（特別措置法 施行令 ^{注3} 第7条に規定 する処分の期間をいう。 以下同じ。）	

(注1) 高濃度のPCBを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となつたもの、高濃度のPCBを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となつたもの並びに廃PCB及びPCBを含む廃油の総称をいう。

(注2) 高濃度のPCBを使用した安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となつたもの、低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度PCB廃棄物であつて大型変圧器・コンデンサー等を除いたものをいう。

(注3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）をいう。

- ② PCB廃棄物の確実かつ適正な処理及び処理が完了するまでの間の適正保管のための取組の徹底を図る。
- ③ 県、国、関係行政機関、PCB廃棄物の処理にかかわる事業者等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の積極的な取組に努めるとともに、各々連携して計画的な処理の推進を図る。

(5) その他

本計画は、特別措置法第6条の規定に基づき国が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）の見直し、PCB廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案して、必要な見直しを行うこととする。

第2章 PCB廃棄物の保管量及び処分量等の見込み

1 PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の所有量

特別措置法第8条の規定により、県内の保管事業者は、毎年度、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を香川県知事（高松市にあつては高松市長。以下「知事等」という。）に届け出ることが義務付けられている。

また、特別措置法第19条で準用する第8条の規定により、県内の所有事業者（特別措置法第2条第6項に規定するものをいう。以下同じ。）は、毎年度、高濃度PCB使用製品（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度PCB使用製品（以下「高濃度PCB使用電気工作物」という。）を除く。）の廃棄の見込みを知事等に届け出ることが義務付けられている。

県内の保管事業者から届け出された平成28年3月31日現在のPCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の所有量は、次のとおりである。

（1）高濃度PCB廃棄物の保管量及び高濃度PCB使用製品の所有量（北九州事業所の処理対象となるもの）

種 類	保管量		所有量	
	事業場数	数量	事業場数	数量
高圧変圧器	6	6台	0	0台
高圧コンデンサー	152	309台	27	34台
低圧変圧器	0	0台	1	1台
低圧コンデンサー	17	236台	1	1台
柱上変圧器	0	0台	0	0台
安定器	55	3,136個	9	1,294個
廃PCB ^{注1}	0	0kg	0	0kg
PCBを含む廃油 ^{注1}	2	70.2kg	0	0kg
感圧複写紙 ^{注1}	0	0kg	0	0kg
ウエス ^{注1}	2	118.6kg	0	0kg
汚泥 ^{注1}	0	0kg	0	0kg
その他機器 ^{注2}	4	6台	2	2台
その他 ^{注3}	6	261.4kg	0	0kg

（注1）「廃PCB」、「PCBを含む廃油」、「感圧複写紙」、「ウエス」及び「汚泥」については、容量で届け出されたものについては、1ℓ＝1kgに換算して計上している。

（注2）「その他機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいう。

（注3）「その他」とは、PCBに汚染された金属部品、PCBが付着した容器等をいう。

(2) 低濃度PCB廃棄物の保管量及び低濃度PCB使用製品の所有量（北九州事業所の処理対象とならないもの）

種 類	保管量		所有量	
	事業場数	数量	事業場数	数量
電気機器等（柱上変圧器を除く。）	335	2,530台	176	617台
柱上変圧器	10	12,316台	2	229台
PCBを含む廃油 ^{注1}	25	22,793kg	0	0kg
感圧複写紙 ^{注1}	1	1.1kg	0	0kg
ウエス ^{注1}	9	666.4kg	0	0kg
汚泥 ^{注1}	3	9,640kg	0	0kg
その他 ^{注2}	23	36,117.1kg	0	0kg

(注1) 「PCBを含む廃油」、「感圧複写紙」、「ウエス」及び「汚泥」については、容量で届け出されたものについては、1ℓ=1kgに換算して計上している。

(注2) 「その他」とは、PCBに汚染された金属部品、PCBが付着した容器等をいう。

2 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み

使用中のPCB使用製品も将来的にはPCB廃棄物となることから、所有事業者に対して計画的な廃棄を指導することとし、次のとおり、県内の保管事業者及び所有事業者から届け出された平成28年3月31日現在のPCB使用製品の所有量をPCB廃棄物の発生量と見込み、これに平成28年3月31日現在のPCB廃棄物の保管量を加えたものをPCB廃棄物の処分量として見込むものである。

(1) 高濃度PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み（北九州事業所の処理対象となるもの）

種 類	保管量 (a)	発生量 (b)	処分量 (a + b)
高圧変圧器	6 台	0 台	6 台
高圧コンデンサー	3 0 9 台	3 4 台	3 4 3 台
低圧変圧器	0 台	1 台	1 台
低圧コンデンサー	2 3 6 台	1 台	2 3 7 台
柱上変圧器	0 台	0 台	0 台
安定器	3, 1 3 6 個	1, 2 9 4 個	4, 4 3 0 個
廃PCB ^{注1}	0 kg	0 kg	0 kg
PCBを含む廃油 ^{注1}	7 0. 2 kg	0 kg	7 0. 2 kg
感圧複写紙 ^{注1}	0 kg	0 kg	0 kg
ウエス ^{注1}	1 1 8. 6 kg	0 kg	1 1 8. 6 kg
汚泥 ^{注1}	0 kg	0 kg	0 kg
その他機器 ^{注2}	6 台	2 台	8 台
その他 ^{注3}	2 6 1. 4 kg	0 kg	2 6 1. 4 kg

(注1) 「廃PCB」、「PCBを含む廃油」、「感圧複写紙」、「ウエス」及び「汚泥」については、容量で届け出されたものについては、1ℓ=1kgに換算して計上している。

(注2) 「その他機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいう。

(注3) 「その他」とは、PCBに汚染された金属部品、PCBが付着した容器等をいう。

(2) 低濃度PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み（北九州事業所の処理の対象とならないもの）

種 類	保管量 (a)	発生量 (b)	処分量 (a + b)
電気機器等（柱上変圧器を除く。）	2, 5 3 0 台	6 1 7 台	3, 1 4 7 台
柱上変圧器	1 2, 3 1 6 台	2 2 9 台	1 2, 5 4 5 台
PCBを含む油 ^{注1}	2 2, 7 9 3 kg	0 kg	2 2, 7 9 3 kg
感圧複写紙 ^{注1}	1. 1 kg	0 kg	1. 1 kg
ウエス ^{注1}	6 6 6. 4 kg	0 kg	6 6 6. 4 kg
汚泥 ^{注1}	9, 6 4 0 kg	0 kg	9, 6 4 0 kg
その他 ^{注2}	3 6, 1 7 7. 1 kg	0 kg	3 6, 1 7 7. 1 kg

(注1) 「PCBを含む廃油」、「感圧複写紙」、「ウエス」及び「汚泥」については、容量で届け出されたものについては、1ℓ=1kgに換算して計上している。

(注2) 「その他」とは、PCBに汚染された金属部品、PCBが付着した容器等をいう。

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理体制の確保

1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設における処理の推進

(1) 広域的な処理体制

国は、基本計画に基づき、地元地方公共団体との調整の結果を踏まえ、JESCOを活用した拠点的広域処理施設の整備を進めてきた。

県内のPCB廃棄物は、北九州事業所において安全かつ確実に処分するものとする。

県は、その広域的な処理体制を確保するため、PCB廃棄物の搬入の時期、進行管理その他の計画的な搬入のための取組について、東海、近畿、中国、四国、九州地区の関係府県、特別措置法施行令第8条で定める市（以下「関係県市」という。）及びJESCOで構成する北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域調整協議会並びに環境省、経済産業省中国四国産業保安監督部（四国支部を含む。以下「保安監督部」という。）、関係県市（近畿及び東海地区の府県市を除く。）、JESCO、電気保安協会及び電気管理技術者会で構成する北九州地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会（以下「広域協議会等」という。）において、十分な協議及び調整を行うとともに、北九州事業所へのPCB廃棄物の搬入が円滑に行われるよう、保管事業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）等の関係事業者に対して、広域協議会等での統一的な方針に基づき指導を行う。

また、県及び高松市（以下「県市」という。）は、それぞれの区域内における未処理のPCB使用製品やPCB廃棄物を網羅的に把握するために必要な調査を行い、事業者に対してPCB使用製品の保有状況を確認するとともに、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努める。これらの取組においては、国、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認する。さらに、計画的処理完了期限までにJESCOへの処理委託が行われるよう、必要な指導及び助言（以下「指導等」という。）を行う。

なお、北九州事業所の概要は次のとおりである。

北九州事業所の概要

事業者名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
施設名	北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設	
設置場所	福岡県北九州市若松区響町一丁目	
処理対象物	大型変圧器・コンデンサー等	安定器及び汚染物等
事業対象地域 ^注	A地域	A地域、B地域及びC地域（大阪事業所及び豊田事業所における処理対象物を除く。）
処理能力	1.5トン/日（PCB分解量）	10.4トン/日（安定器及び汚染物等量）
計画的処理完了期限	平成31年3月31日	平成34年3月31日
事業終了準備期間	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成34年4月1日から 平成36年3月31日まで

（注）事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

（２）収集運搬の体制

PCB廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、PCB廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模に応じて適正かつ計画的な搬入が確保される必要があることなどを踏まえ、処理施設の能力に見合った収集運搬ができる体制とすることが重要である。

このため、県は、北九州事業所への計画的な収集運搬、対象となるPCB廃棄物の種類、数量、運搬手段及び運搬経路、保管事業者に対する指導方針、緊急時の連絡体制等について広域協議会等を通じて、関係縣市及びJESCOと十分な協議、調整を行うとともに、保管事業者及び収集運搬業者に対して計画的に北九州事業所にPCB廃棄物が搬入されるよう、本計画に基づいて、適切に指導を行う。

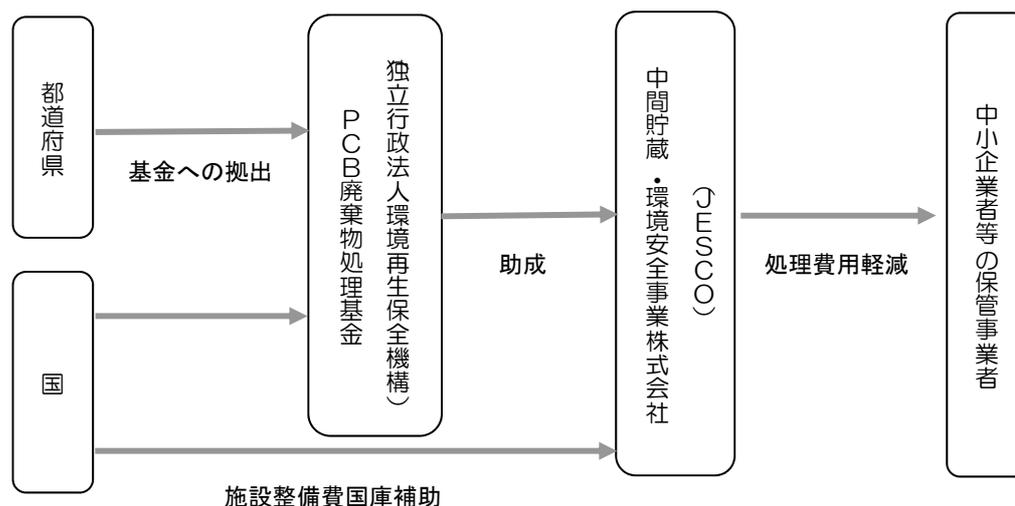
（３）PCB廃棄物処理基金による処理支援体制

PCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物は、相当量のPCBが含まれ、付着し、染み込んだ廃棄物であることから、PCBを除去し、分解するために高額な費用を要する。

中小企業者等については、費用負担能力が小さいため、高濃度PCB廃棄物に係る高額な処理費用の負担軽減を図り、もって処分期間内に計画的に、确实かつ適正な処理を

促進することが必要である。このため、P C B廃棄物処理基金を国及び都道府県が協調して造成し、中小企業者等が、高濃度P C B廃棄物の処分をJ E S C Oに委託して行う場合に、その処理費用が軽減されるよう、P C B廃棄物処理基金からJ E S C Oに対して助成を行う。県も、県内のP C B廃棄物の早期処理を促進するため、平成13年から毎年この基金に出えんしている。

中小企業者等の処理費用軽減の概要



2 低濃度P C B廃棄物の処理体制

低濃度P C B廃棄物の安全かつ効率的な処理を推進するため、国は、廃棄物処理法に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、低濃度P C B廃棄物の処理体制の整備を進めるとともに、処理施設の円滑な整備、低濃度P C B廃棄物の無害化処理技術の評価及び微量のP C Bの汚染状況の確認に対する支援を行っている。

県市は、県内の低濃度P C B廃棄物が、J E S C O以外のP C Bに係る産業廃棄物処理許可施設又は環境大臣の認定を受けた処理施設において、安全かつ効率的に処理されるよう保管事業者、収集運搬業者等の関係事業者に対し必要な指導等を行う。

3 P C B使用製品であることの疑いのある物等に関する情報提供

P C B使用製品であることの疑いのある物（以下、本項において「疑い物」という。）を所有する事業者は、その使用を終えた場合には、疑い物を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるP C B汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、疑い物を製造した者に対して、P C B汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、疑い物を製造した者からの情報により、疑い物にP C B汚染の可能性のある又は不明の場合には、速やかにP C B濃

度を測定する等の適切な方法により、P C B汚染の有無を確認するものとする。

疑い物が廃棄物となったものを処理しようとする産業廃棄物処理業者は、P C B廃棄物を誤って処分しないよう、国、県市及び疑い物を製造した者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してP C B汚染の有無を確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

県市は、疑い物を所有する事業者、疑い物が廃棄物となったものを保管する事業者及び産業廃棄物処理業者に対して、P C B廃棄物が不適正に保管及び処理されないことがないよう情報提供に努める。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

1 県及び高松市の役割

(1) 保管事業者に対する指導等

県市は、これまでにPCB廃棄物の紛失等が発生している状況に鑑み、それぞれの区域内に存在するPCB廃棄物の保管及び処分の状況を実地に把握するとともに、掘り起こし調査その他必要な調査及び特別措置法に基づく報告徴収や立入検査の権限も積極的に活用するなどあらゆる手段を尽くし、未届けのPCB廃棄物がないよう保管事業者に届出を徹底させる。

また、適正な保管のための措置、処分に当たっての安全な収集運搬の確保のための措置及び計画的な処分のための取組を講ずるよう必要な指導等を行う。

さらに、県市は、国とともに保管事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び処分期間等内の処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく義務について周知徹底を図る。

なお、高濃度PCB廃棄物を処分期間内又は特例処分期限日までに処分を行わない場合は改善命令を発し、そのうえで改善命令を履行する見込みがない等にあつては、特別措置法に基づき、代執行を含めて厳正に対処する。

(2) 所有事業者に対する指導等

県市は、それぞれの区域内に存在するPCB使用製品の使用の状況を実地に把握するとともに、掘り起こし調査その他必要な調査及び特別措置法に基づく報告徴収や立入検査の権限も積極的に活用するなどあらゆる手段を尽くし、未届けの高濃度PCB使用製品がないよう所有事業者特別措置法に基づく届出を徹底させる。

また、高濃度PCB使用電気工作物の使用の状況を的確に把握するため、保安監督部に対して電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）に基づく管理状況届出等の情報提供を求めるなど両制度の連携を図り、引き続きそれぞれの区域内における実態把握に努める。

さらに、県市は、国とともに所有事業者に対し、届出及び処分期間等内の廃棄及び処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務について周知徹底を図る。

なお、高濃度PCB使用製品を処分期間内又は特例処分期限日までに廃棄を行わない場合（高濃度PCB使用電気工作物にあつては、特例処分期限日までに廃止を行わない場合）は、これを高濃度PCB廃棄物とみなして、改善命令を発し、そのうえで改善命令を履行する見込みがない等にあつては、特別措置法に基づき、代執行を含めて厳正に対処する。

(3) 収集運搬を行う者に対する指導等

県市は、収集運搬業者及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う保管事業者（以下「収集運搬を行う者」という。）による安全かつ効率的なPCB廃棄物の収集運搬を確保す

るため、収集運搬を行う者に対して、廃棄物処理法その他関係法令、国が定めたPCB廃棄物の収集運搬に係るガイドライン（以下「収集運搬ガイドライン」という。）、「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」（以下「北九州事業所の受入基準」という。）等を遵守するとともに、PCB廃棄物の収集運搬過程全般を通じた安全対策を徹底するよう、必要に応じて立入検査等を行い、適切な指導監督に努める。

（４）計画的な搬入のための調整

県市は、北九州事業所における円滑な処理を確保するため、高濃度PCB廃棄物の搬入の時期、進捗管理その他計画的な搬入のための取組について、広域協議会等も活用し、相互に十分な協議及び調整を行うとともに、JESCOとも十分な連絡調整を行う。

また、これらの調整を踏まえて、北九州事業所への一斉搬入時期を適宜設定し、保管事業者に対し、高濃度PCB廃棄物を計画的に北九州事業所に搬入するよう指導等を行うことに努める。

（５）関係者の理解を深めるための広報等

PCB廃棄物の処理体制を整備し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するためには、県民、保管事業者、使用事業者、PCB及びPCB含有機器の製造者（以下「製造者等」という。）、処理業者等のすべての関係者の理解と協力が不可欠である。

このため、県市は、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図るとともに、国及び県市が実施する施策への協力が得られるよう、PCB廃棄物の保管及び処分に係る届出状況を的確に把握し、毎年公表するとともに、啓発パンフレットや県市ホームページ等の媒体を活用してPCB廃棄物の性状や処理の安全性確保に関する情報、PCB廃棄物の計画的な処理に関する情報、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなど、その理解を深めるよう努める。

2 保管事業者の役割

保管事業者は、自らの責任においてそのPCB廃棄物が適正に処理されるまでの間、県市の指導等に従い、廃棄物処理法に定める保管基準を遵守してPCBの漏えい等による人の健康被害及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための対策を講ずるとともに、紛失したり、PCB廃棄物でないものとして処分したりすることのないよう、特別管理産業廃棄物管理責任者の管理の下、適正に保管しなければならない。

また、保管事業者は、特別措置法に基づきPCB廃棄物の保管及び処分の状況並びに保管の場所の変更について、知事等に届け出なければならない。

さらに、保管事業者は、県市の指導等に従い、PCBの漏えいのおそれその他の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

なお、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託しようとする保管事業者は、あらかじめ、JESCOと連絡調整を行い、JESCOの受入条件を満たした上で、北九州事業所の処分期間内又は特例処分期限日までに処分の委託を行い、同事業所に搬入しなければならない。

特に、多量のPCB廃棄物を保管する事業者にあつては、JESCOの受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、搬入量、搬入時期及び搬入方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、当該計画に基づきPCB廃棄物の処分が完了するまでの間、計画的な搬入を行うことに努めなければならない。

3 所有事業者の役割

所有事業者は、使用中のPCB使用製品からのPCBの漏えい等による人の健康被害及び生活環境に係る被害が生じないようにその適正な管理に努めるとともに、処分期間等内に確実かつ適正に処分ができるように早期かつ計画的にPCB使用製品を廃棄し、代替品への転換を進めるものとする。

また、所有事業者は、特別措置法に基づき高濃度PCB使用製品（高濃度PCB使用電気工作物を除く。）の廃棄の見込み及び所在の場所の変更については知事等に、電気事業法に基づき高濃度PCB使用電気工作物の管理状況については保安監督部に届け出なければならない。

さらに、PCB使用製品を廃棄した後は、保管事業者として前項に掲げる役割を果たさなければならない。

4 収集運搬を行う者の役割

収集運搬を行う者は、PCB廃棄物の収集運搬に当たっては、当該廃棄物が飛散し、及び流出する等により、人の健康被害又は生活環境に係る被害が生じないように、県市の指導等に従い、廃棄物処理法その他関係法令、収集運搬ガイドライン、北九州事業所の受入基準等を遵守して安全かつ効率的な収集運搬を行うとともに、保管事業者及びJESCO又は処分業者と相互に調整を図り、確実かつ適正な収集運搬に努めるものとする。

また、収集運搬を行う者は、PCB廃棄物を安全かつ確実に収集運搬するため、緊急時の応急措置、連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルを整備するとともに、PCB廃棄物の収集運搬に従事する者に対してPCB廃棄物の収集運搬の方法、緊急時の対応など必要な事項についての教育を行うものとする。

5 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の役割

JESCOは、廃棄物処理法に定める処理施設の技術上の基準、維持管理上の基準及び処分の基準を遵守し、PCB廃棄物を安全かつ適正に処理するとともに、PCB廃棄物処理に係る安全対策、環境保全対策等の情報について積極的な公開に努めるものとする。

また、J E S C Oは、広域協議会等において関係縣市と連絡調整を十分に行い、P C B廃棄物の計画的な搬入を確保するとともに、北九州事業所への搬入の状況に関する情報を関係縣市と共有し、計画的な収集運搬の管理及び実施を確保するものとする。

6 その他の関係者の役割

行政、保管事業者、使用事業者、収集運搬業者、J E S C Oのみならず、製造者等の関係者は、P C B廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため国及び縣市が実施する施策に協力するものとする。

第5章 その他の重要事項

PCBを使用した部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、PCBを使用した部品を含む家電製品である可能性があるため、市町は廃家電製品等の処理に際しては、これまで通り、当該家電製品の製造者に取外しを依頼するなど、PCBを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。

また、家電製品の製造者が取り外したPCBを使用した部品は家電製品の製造者の責任の下に保管されており、PCB廃棄物として適正に処理されるものである。